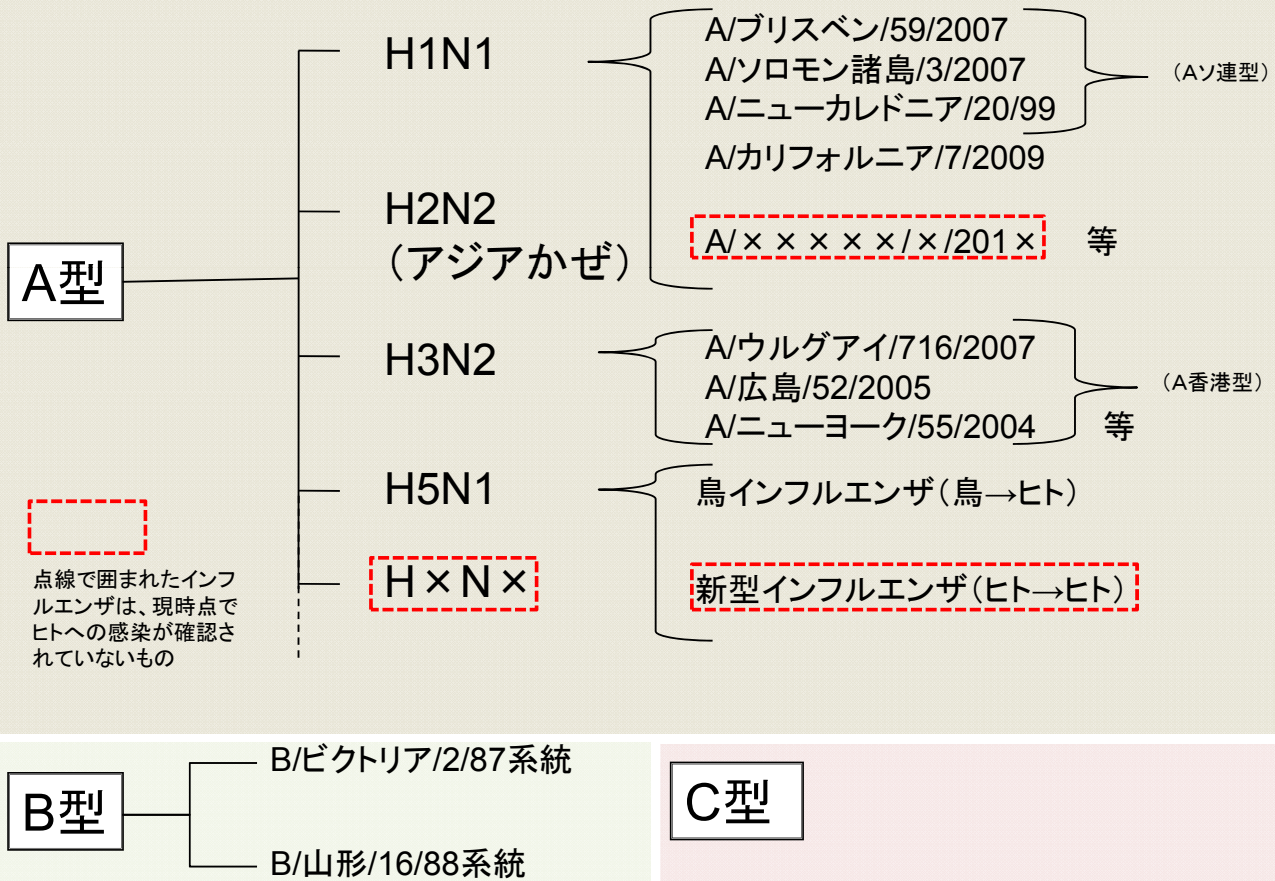


各法律におけるインフルエンザの位置付け

参考資料3



各法律におけるインフルエンザの位置付け

○感染症法

類型	
二類感染症	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであって その血清型がH5N1であるものに限る 。第5項第七号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
四類感染症	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)
五類感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く 。)
新型インフルエンザ等感染症	感染症法第6条 第7項 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。) 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。)

○予防接種法

第2条
 3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病とは、**インフルエンザ**とする。

附則(平成13年11月7日法律第116号)

第3条 (略)インフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する**高齢者**であつて政令で定めるもの」とする。

○特措法

第2条 定義

1 この法律において「**新型インフルエンザ**」とは、インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号(左記)に掲げる**新型インフルエンザ**に該当するものとして同法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が**平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものをいうもの**とすること。

新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表について

感染症法(抄)

○ 新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表
第44条の2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行う(以下、略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

○ 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)について

今回は、平成21年4月28日に、感染症法第44条の2第1項に基づき、厚生労働大臣により、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたこと等が公表され、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられている。

また、上記第44条の2第3項の公表が行われた後は、その新型インフルエンザは、同法第6条の「五類感染症」のインフルエンザとして取り扱われることとなる。

現行のインフルエンザの定期接種の対象者について

◎予防接種法(昭和23年法律第68号)

附 則 (平成13年11月7日法律第116号) 抄

(インフルエンザに係る定期の予防接種に関する特例)

第3条 新法第3条第1項の規定によりインフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるもの」とあるのは、「当該市町村の区域内に居住する高齢者であって政令で定めるもの」とする。

2 (略)

◎予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)

(定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十六号)附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
---------	--